3　第一項第四号に掲げる引当金のうちに、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものがある場合には、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

4　第一項第六号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の十を超えるもの又は負債及び純資産の合計額の百分の十以下であつても区分して表示することが適切であるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第百四十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　社債

二　長期借入金

三　引当金

四　退職給付に係る負債

五　資産除去債務

六　その他

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（偶発債務の注記）

第百四十五条　連結会社に係る偶発債務がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第百四十六条　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次に掲げる方法のいずれかにより表示しなければならない。

一　棚卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二　棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第四節　純資産

（純資産の分類）

第百四十七条　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

（株主資本の分類及び区分表示）

第百四十八条　株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類し、それぞれ資本金、資本剰余金及び利益剰余金の科目をもつて掲記しなければならない。

2　財務諸表等規則第六十一条の規定は、資本金について準用する。

3　財務諸表等規則第六十二条第一項の規定は、申込期日経過後における新株式申込証拠金について準用する。

4　第四十三条第三項及び第四項の規定は、自己株式及び自己株式申込証拠金について準用する。